

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第35回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和元年8月27日（火）午後6時05分～午後8時22分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室	
出席者	委員	出席委員 5人 委員長 中村 孝文 委員 副委員長 菅原 温子 委員 委員 伊藤 茂男 委員 唐澤 寛 委員 曾根 隆寛 委員 欠席委員 0人
	選定アドバイザー	鈴木 輝一、間瀬 勝一
	担当課	コミュニティ文化課長 鈴木 遵 矢 コミュニティ文化課文化推進係主任 津 端 友佳理 コミュニティ文化課文化推進係主事 小 野 智 広
	事務局	企画政策課長 梅 原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 金 原 真紀子 企画政策課企画政策係主任 前 坂 悟 史
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 令和元年度 諮問第2号 小金井市民交流センターの指定管理者の候補者の選定について 3 市営自転車駐車場の開設及び廃止状況について 4 その他 5 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第35回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和元年8月27日(火)午後6時05分～午後8時22分

場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 5人

委員長 中村孝文委員

副委員長 菅原温子委員

伊藤茂男委員 唐澤寛委員

曾根隆寛委員

欠席委員 0人

選定アドバイザー

鈴木輝一 間瀬勝一

担当課職員

コミュニティ文化課長 鈴木遼矢

コミュニティ文化課文化推進係主任 津端友佳理

コミュニティ文化課文化推進係主事 小野智広

事務局職員

企画政策課長 梅原啓太郎

企画政策課企画政策係主任 金原真紀子

企画政策課企画政策係主任 前坂悟史

(午後6時05分開会)

◎委員長 それでは、ただいまから第35回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。
本日は遅い時間にありがとうございます。

なお、定足数につきましては、「小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第11条第2項に、半数以上で成立すると定められております。本日は5人の委員中5人出席いただいております。したがって、会議は成立していることをまず御報告いたします。

それでは、議題に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の進行等について説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは最初に、今回より新たに事務局の担当となりました職員を紹介させていただきます。

企画政策課主任の前坂でございます。

◎前坂企画政策課主任 企画政策課の前坂と申します。よろしくお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日の進行につきまして説明させていただきます。

机の上には、本日配付資料としまして次第を1枚配付しております。そのほかにつきましては事前に送付をしております、本日御持参をいただいているかと思っております。何か過不足等ございますか。

それでは、本日は次第2の「小金井市民交流センターの指定管理者の候補者の選定について」の諮問を受けまして、書類審査による第1次審査を中心に行います。第1次審査では、3団体に絞ることを予定しておりましたが、今回、応募団体は1団体となっておりますので、通過基準を満たしている場合には、第2次審査も1団体で行うこととさせていただくこととなります。

なお、通過基準についてでございますが、募集要項にも記載がございますとおり、評点票の「全区分の配点合計得点の60%以上」であり、かつ、「5つの評点区分ごとの配点合計得点の40%以上」の両方を満たしていることとなっております。

進行についてですが、まず審査に先立ちまして、本諮問に関して選定アドバイザーに質疑に加わっていただき、専門的な立場からの参考意見を伺うことについて決定させていただきます。その後の流れとしましては、初めに担当課の説明により、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載がないことを御確認いただきます。そして、評価項目の5つの区分に沿って質疑等を行っていただき、ここまでで選定アドバイザーのお二人は御退席いただきます。その後、選定委員の皆様には、評点について見直す必要がございましたら、採点し直して正式な評点としていただきたいと思いますと考えております。

なお、この1団体が第1次審査で通過基準に満たなかった場合には、選定されなかった理由を明確にする必要がありますので、その理由について御協議いただき、後日、再公募するという流れとなります。

以上の点について、選定委員の皆様には御確認をお願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明は終わりましたが、まず本諮問において、選定アドバイザーに質疑に加わっていただき、そして参考意見をいただくという提案が今ございましたけれども、選定委員の皆さん、それで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしまして、選定アドバイザーのお2人には、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日の流れについてですけれども、選定委員の皆さん、事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。令和元年度諮問第2号小金井市民交流センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

それでは、小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎鈴木コミュニティ文化課長 本来でございましたら、直接市長から諮問させていただくところではございますが、本日は市長にかわりまして、私のほうから諮問書を代読させていただきます。御了承のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、読み上げます。

小企企発第121号
令和元年8月27日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 中村 孝文 様

小金井市長 西岡 真一郎

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和元年度諮問第2号

小金井市民交流センターの指定管理者の候補者の選定について

【添付資料】

応募した1者の申請書類一式

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◎委員長 それでは、ただいま小金井市長から1件の諮問をいただきました。

初めに、この間の募集等の経緯につきまして、担当課から御説明をお願いしたいと思います。

◎鈴木コミュニティ文化課長 それでは、前回募集要項を審査いただいた以降の経過について、簡単に御説明をさせていただきます。

7月8日に審査いただきました募集要項によりまして、7月16日火曜日から8月16日金曜日までの間、市ホームページからのダウンロードという形で募集要項の配布を行い、併せて8月13日火曜日に現地説明会を開催いたしました。現地説明会には7団体が参加いたしました。質問書の受付は7月22日月曜日から8月2日金曜日までと、現地説明会終了後の8月14日水曜日から8月15日木曜日までの期間で質問書の受付を行いました。

第1回目の質問受付期間中には65件の質問を受け、8月13日に開催した現地説明会に参

加した団体に回答書を配付し、併せて電子メールで全団体に回答いたしました。

現地説明会後に提出された質問は1件で、質問いただいた団体及び現地説明会に参加した団体に対して、同一内容の回答を電子メールで一斉に8月16日に回答しております。

2回の質問期間中に提出された質問66件の回答につきましては、資料のとおりでございます。

応募受付につきましては、8月19日月曜日から21日水曜日までの3日間を受付期間とし、期間中の8月20日火曜日に1団体からの応募を受け付けました。

募集経過については以上です。

◎委員長 ありがとうございました。

次に、応募書類の不備等の確認について、担当課から説明をお願いいたします。

◎鈴木コミュニティ文化課長 続きまして、申請書類等について順に説明をさせていただきます。募集要項のとおり、ファイル2冊提出されており、委員の皆様には水色のファイル、小金井市民交流センター指定管理業務提案書【提案書等】を配付してございます。小金井市民交流センター指定管理募集要項の11、応募に関する事項(2)応募書類の【申請書等】は、ア 指定管理者指定申請書、イ 共同事業体協定書兼委任状、共同事業体の構成の概要、ウ 欠格役員不存在誓約書、エ 登記事項証明書、オ 納税証明書を提出することと定めており、提出された内容につきましては担当において確認した結果、不備・不足等がなかったことを御報告いたします。

次に、お手元のファイルを御覧ください。こちらのファイルには【提案書等】がとじてございます。カ 団体の概要、キ 定款・寄附行為・規約又はこれに相当するもの、ク 申請書提出日の属する年度における団体の事業計画書及びその前年度の事業報告書、ケ 決算報告書(自己資本比率を明記した書類を含み、直近3事業年度分)、コ 提案書となっております。提出された内容につきましては、担当課において確認した結果、不備・不足等がなかったことを報告いたします。

次に、担当課から提出させていただいた資料について御説明させていただきます。1番目として小金井市民交流センター指定管理者募集に係る質問の回答書、2番目として小金井市民交流センター指定管理者募集に係る質問の回答書(2回目)、3番目として小金井市民交流センター指定管理者応募団体一覧、4番目として小金井市民交流センター指定管理者応募団体の提出書類一覧、5番目として小金井市民交流センター指定管理者選定に係る評点票、6番目として小金井市民交流センター指定管理者選定に係る評点票の対照表(参考)、以上6点となります。

1番目の小金井市民交流センター指定管理者募集に係る質問の回答書と2番目の小金井市民交流センター指定管理者募集に係る質問の回答書(2回目)につきましては、先ほど概要を御説明したとおりです。3番目の応募団体一覧、4番目の提出書類一覧、5番目の評点票、6番目の評点票の対照表(参考)につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。

なお、6番目の市民交流センター指定管理者選定に係る評点票の対照表（参考）につきましては、参考として御覧いただきたいと思ひます。

担当課からは以上です。

◎委員長 ただいま、担当課から説明がありましたように、応募書類については不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということですが、何かこの点、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、応募書類に不備等がないことが確認できたということでもありますので、第1次審査に進みたいと思ひます。

なお、欠格役員不存在誓約書につきましては、他の書面でそのことを担保することは困難でありますので、2次審査において、委員長から再度口頭で確認をさせていただくことにしたいと思ひます。選定委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたしまして、第1次審査の質疑を行いたいと思ひます。

まず、評点票にございます評価項目の区分1「事業者の現状・実績・管理運用方針」について質疑を行いたいと思ひます。順次区分2、3というふうにつづけていきたいと思ひますが、まず区分1のところでは何か質疑がございましたら、アドバイザーの方も含めましてどうぞお願いいたします。

◎委員 審査に先立ちまして、先ほど募集の関係で御説明がございまして、説明会には7団体がいらっしやって、提案なされたのが1団体で、現在の指定管理者だということなんです。

それで、2回目、3回目になるとだんだん応募してくるところが減ってくるというお話がありましたけれども、1者でやるというのは、公募する以上はなるべく複数のところに来ていただいたほうが審査に当たってもいいと思ひますので、募集の時期の問題も多少あるような気がして、夏休みの期間にかかるような部分もあつたりしますので、5年後になるとは思ひますけれども、その辺はちょっと考えていただきたいというのと、前回、私のほうで募集に当たって呼びかけたらどうかみたいなことも若干言ったんですけども、もしその辺で何かありましたら、教えていただきたいと思ひます。

それから、今回の提案書の中でニューとかアップグレードというふうにならいろいろ書かれてはいるんですけども、それ以外のところは5年前に出ているものと一緒とは言ひませんが、大体同じような内容で出ているのかどうかだけ、事務局に確認をしておきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

◎委員長 それでは、募集時期の選定等について。

◎鈴木コミュニティ文化課長 確かに今回、お盆の時期にかかる、会社として動きにくい時期だったのかなという反省がございまして。今回の動き出しが、6月議会で債務負担行為を議決したということから、こういう時期に実施してはいますが、次期募集の時点に際しましては、例え

ば当初予算のほうで債務負担行為を設定して、早めに動き出せる、そういう余裕のあるスケジュールに配慮したいと考えます。

それから、応募を呼びかけないかという御指摘をいただいたところでございます。今回、市報、市のホームページ、それから民間でこういう指定管理者の公募の情報を流しているホームページへの掲載依頼等、そういう取組を行っております。特定の事業者、例えば前回は応募した事業者にコンタクトをとってぜひ応募してくださいというのは、公平性の観点からいかがかという疑問もございましたので、その点については行ってございません。ただ、結果的として、こういう形で応募してくる事業者が少なかったことについては、反省すべき点であると認識しておりますので、次回の募集の際には何らかもうちょっと募集方法については工夫をしていきたいと考えてございます。

◎委員長 5年前のものと比べての変更点については、いかがですか。分かる範囲で結構ですが。

◎鈴木コミュニティ文化課長 全て突き合わせて見ているわけではございませんが、今回ニューとアップグレードというのが15件ございました。基本的な部分は共通で、今期のもを引き継いでいるのかなというふうに資料を見たところ思っております。2期実績としてあった部分にプラスして、いろいろ見えてきた課題について取り組むという意図からニューとかアップグレードという形で提案してきているものと考えてございます。

◎委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

◎委員 はい。分かりました。

様式2の類似施設での実績の関係ですけれども、こがねいしてい共同事業体の野村不動産パートナーズ株式会社とサントリーパブリシティサービス株式会社なんですけれども、この2つの会社の類似施設の実績は、多分同じ施設はないと思うんですが、小金井だけでこの2社が共同事業体を組んでいるとすれば、そもそもどういった経緯でこの2社がお組みになったのか、もしアドバイザーのほうで分かれば参考までにお伺いしたいです。実績はそれぞれいっぱい書いてありますので、大丈夫だと思いますけれども、もしその辺が分かれば教えていただきたいと思えます。

◎選定アドバイザー 大体の事情は、ここがオープンする前、実質的には2年間、前段から指定管理者としてこの共同事業体があつて、当初いろいろ問題もあつて、都市機構へ1年半ほど委託をしていました。そのときは指定管理者としては決まっていたのですが、その後第1期、第2期と指定管理をしているので、実質12年近く関わっていると思えます。

その間、私も間瀬さんもいろいろ彼らのお話しも伺っておりますが、野村不動産パートナーズはビルメンテナンスを含めて、ビルのセキュリティに関しては、実績にも載っているとおり、相当実績をもっていらっしゃいます。

それから、サントリーパブリシティサービスのほうは、御承知のようにサントリーホールが主体でありまして、本社との連携でいろんな催しが行える強みがございます。

きっかけは伺ってないのですが、要するに完璧に分担を分けたセパレートJVで、今、責任企業としては野村さんが代表になっているわけです。文化事業の内容に関して、接客を含めていわゆる劇場活動に関してはサントリーさんということで、職務的には双方が混じり合わないということで組んだというふうに伺っています。ここでその2社に関しては、初めてのケースというふうに12年前には伺いましたが、それ以上の事情は分かりません。

◎委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

これは今の質問に関連するのですが、この2社というのは今度、直接第2次審査のときに伺うほうがいいのかもかもしれませんが、定期的なミーティングとか、情報交換というのはなされているんですか。

◎選定アドバイザー 本社レベルでは分かりませんが、ホールレベルでは相当密な形でやっているということです。それは運営協議会で私は委員をしていますので、確認しております。

◎委員長 ほかにはいかがですか。区分1、事業者の現状・実績・管理運営方針ということで、ほかにも御質問ございませんか。ないようでしたら、2つ目のほうに移ってよろしいでしょうか。

それでは、2つ目の区分2ですが、「芸術文化公演事業の具体的な業務」について質問を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員 様式3の芸術文化公演事業ですけれども、令和2年度ということで14件載っております。それで、自主事業の想定経費のところを見ますと、会場費というのが全部含まれておりまして、指定管理者が事業を実施して、大ホールなり小ホールなりを使うのに利用料を払うのかというところがちょっと変な感じがしまして、減免のようなことでできないのかということをお伺いしたいと思います。この条例を作るときに、それまでは公会堂を市が使うとすれば当然使用料は払ってないわけですがけれども、市が市民交流センターを使う場合にも、利用料金も予算計上して支払いますという作りにはなっているんですけども、指定管理者自身が自主事業をするのに会場費を払うというのはどうも変な気がします。そこが1点聞きたい。

あと、この14の事業を見ますと、想定収支が全部マイナスなんです。ということは、こういう文化芸術のような事業を企画するとすれば、全部マイナスで占められてしまうという理解でいいのかどうか。自主事業というのは10%とか20%ぐらいしか組めないみたいなお話があったと思うんですけども、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

それから、クラシック音楽メーンの施設だということで、この中に5番、6番、7番、8番の事業が載っているんですけども、私なんかは素人なもので、例えばいらっしゃるピアニストの方の出演料のようなものも載っていますけれども、この辺は一般的な妥当な計上になっているのかどうか、もしアドバイザーの方の御意見があれば伺ってみたいと思います。

以上3点です。

◎委員長 それでは、初めの会場費の問題、これは担当課にお願いします。

◎鈴木コミュニティ文化課長 指定管理者が会場を自主事業で使う際に、減免という対応は現在とってございません。例えば市が市民交流センターを使うときにも予算化をして、施設使用

料を払ってございます。同じような例としましては、例えば事業系のごみの排出に関しましては市が収集して、処分しているところがございますが、市の排出するごみについても事業系のごみ袋を買って、処理しているということがございます。今御指摘されるような点については自分の中では考えたことがなかったので、どんな対応ができるのか明確にはお答えできないんですけれども、現状そういう状況となっております。

それから、自主事業赤字とか、その辺は私のほうからは難しいと思います。

◎選定アドバイザー 今、だんだんと会場を使うのは管理者も払うという方向になっています。お近くで今私がいます多摩、これは指定管理者である財団が事業をやるときは全部会場費を払います。無料になるというのは学校の利用だけだったかな、あとは全部有料です。

今の話なんですが、利用料金制度をとっておりますので、財団側も払って、その利用料金は収入になります。ただ、計上としては出しておくということになります。これからは、やり方としては、全てにおいて減免というものを減らしていく方向になるのではないかと思います。というのは、その団体がその施設を専有してしまうわけですから、専有するということはほかの人が使えないということになるので、応分の負担をしていただく、公平に負担していただくというのが一つの考え方なのではないかと思っております。

性善説で今お話をしております。曲げて考えていろいろと苦労して、ただで使おうと努力をなさる団体がかなりいらっしゃいますので、そういう点では僕は全て減免はないと言い切ったほうがよろしいのではないかと思っております。

◎選定アドバイザー 市と指定管理者が使う場合には計上しないという例、前は結構ありました。

ところが、そうすると矛盾するのが、指定管理は指定管理の貸し館も含めて、基本的に収支をとっていく。市のほうがどんどん借りると、全部無収入になります。どんどん赤字になるわけです。その分、指定管理料をちゃんと出さないといけないということになる。それから、自分でやるものを一応ゼロというふうにとると、一見自主催事系は収支がよくなりますよね。例えばここで30万円計上したのがゼロですから、マイナス30万円はとんとんになっていく。そうすると、全体としての自主催事を含めた指定管理での収支というものが、本来的な形ではなくなってくると思います。

◎委員長 私が伺いたい点は、今のようなことについて市民交流センターの運営内規みたいなものはあるのでしょうか。何か条文化されたようなものはありますか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 条例や施行規則の中で、利用料金について定められてございます。減免についても、どういう場合に減免するという規定があります。行政が使用する場合は、附帯設備を除き減免という形にはなってございません。

◎委員長 ということは、法的根拠はあるということですか。

◎選定アドバイザー はい。確かその辺のところは、条例をお作りになるときにそんなアドバイスをした気があります。

◎委員長 ありがとうございます。それから、赤字の問題と出演料ですね。

◎委員 そうですね。収支が全部赤となっている。それが実態なんでしょうか、という質問と出演料についてです。

◎選定アドバイザー 出演料は具体的にはあまり出てこないのですが、見えにくいと思いますけれども、赤字というのは事業予算の範囲内で各事業に割り振った赤字になっていると思うんです。これをやるのが行政の施設ですね、運営者は民間といえども。そこで、これは市民の方に事業を提供するための経費だと思っているんです。それが5,000万円になるのか、1億円になるのかということなんです。例えば1,000万円のお金をここの赤字で全部積み上げるということは、市民1人当たりいくらかの文化的な支援をしたのかということになるだろうと。

それをなくしますと、一番分かりいいのは鑑賞事業だと思うんですが、フォーカス小金井でガラコンサートというのが入っていますけれども、XXXXXXXXXXの赤字というふうに最初に入っていますけれども、これをゼロにもしるとすると、会場のチケット代が6,000円とか7,000円近くになりますよね。そうしないとそろばんが合わなくなります。

ですから、市民にとっては1,000円、2,000円安くこの催しに参加できたということで、身近に行けるようなチャンスができるということです。これは民間の、例えばサントリーホールさんでも国の助成金を取ってきてやったりということで、なるべく安くしていますが、例えばサントリーで7,000円だったら小金井に来ると5,000円です。というのは、2,000円分を補填しているということになるかと思います。

個別のギャラについてはよく分からない部分があるので、何とも。これはその企業さんが事務所なりと交渉しておいくらという決め方をなさっていると思います。

◎選定アドバイザー 参考として今申し上げますと、こういった文化興行というのは純粋な、例えばドームでツアーをするバンドという公演を除きますと、一般的に言うと、音楽、演劇、そういったものについては、例えばイギリスなんかでは、85%以上国の補助でしか成り立たない。ロイヤルシェイクスピアセンターは92%かな、国の補助ということで成立している。いってみれば、国立劇場に近いような形なのですけれども、各国ともそういう状態でありまして、良質な文化を届けるというのはある意味で公的な補助がないと成立しようがないというのが一つの常識になっていて、今おっしゃった住民に対しての文化的なサービス形態の一つだということです。

ただ、一方で、いろいろ入り混じりますので、極端に言いますと、ここは約600席ですから、1万円でフル満杯になって600万円です。仮に5,000円で300万円としましょうか。そうすると、300万円で全ての経費、ギャランティーを含めてというのでできるというのは、ものすごく限られてしまうのです。しかも大体興行というのは基本的には8掛け、ないしは7掛けで成立することを考えないといけないので、例えば200万円で全て、ギャランティーから何から全部というのをやらなきゃいけないという難しいことがあるわけです。その中でいろいろやっていくわけです。

◎委員長 ありがとうございます。いかがですか。

◎委員 分かりました。ありがとうございました。

◎委員長 それでは、区分2についてほかにございませんでしょうか。

◎委員 1点お伺いしたいのは、地域文化振興の目的でこういう事業がされていると思うんですけれども、毎年やられていると思うんですけれども、地域文化振興に役立ったかどうかの効果測定というのはどんなふうに行っているんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 効果測定ということで御質問いただきました。担当の立場で言うのは何ですが、文化的な事業についてこういう効果があったというのを数字で測定するのは難しいというのが、実際やっている印象というか、実態でございます。それぞれの事業に、例えばコンサートに来た方、あるいはホールを貸し館として利用された方のアンケートみたいなものは、指定管理者で現在もとってございます。そのアンケートの結果から、利用された方の満足度というのは一定測定できるかと思うんですが、地域文化という形でもうちょっと広い範囲で、市の文化行政にどれくらいの影響があった、効果があったという御質問をされてしまうと、数字で示すのは難しいというのが正直なところでございます。

◎委員 アンケートの形が一番明確だと思うんですけれども、アンケートって多分この劇とか、コンサートを見たいという人が見に来て、そのコンサートがどうだったかという評価であって、小金井市にとってこのコンサートが文化振興に役立つかどうかのアンケートではないような気がするんです。だとすると、この事業者さんに直接聞かないといけないことなのかもしれないんですけれども、どういう基準で事業を選んでいるのかなというのをちょっと疑問に思いました。

14コマこの事業があるということは、地域の中で各ボランティア団体さんとか、この会場を使いたいという方が14回も機会損失があるんだとすれば、それはこの事業をやるべきなのか、地域の方々に活用いただくべきなのか、どっちがいいのかというのは誰が判断すべきというのをちょっと疑問に思ったんです。この中ではキッズカーニバルとかは市民協働事業としてやられているけれども、同じような市民協働事業だけれども、この市民交流センターは利用できなかった団体がいるのかいないのかともちょっと分からなくて、そういう意味ではどういう感じで選別されてとか、この14コマの、1か月に1個で12個というのなら、何となく分かる気がするんですけれども、何で14なのかちょっと素朴な疑問だったんですが、団体に聞いたほうがいいのかもかもしれませんけど。

◎選定アドバイザー なぜ14かという、真意は私も分かりませんが、ただ、知識的にお答え申し上げますけれども、これは担当課にはずっと申し上げていて、本来的には未来館者調査というのをある程度やらないといけないというのを、実は前回の指定管理の委託、5年前の前後でもお話を申し上げ、今回も申し上げたのですが、それはそれで指定管理者が行うことじゃないので、ぜひそれは市の中でお願いしますということでずっとお願いをしているのですが、いまだ実行をするというお話は何ってない。

それから、未来館者調査でなぜ来ないのかというのが分かれば、例えば分からないと、特に

このホールの場合はキャパが小さい、1つしかないから、利用率は85%を超えている、だから万歳、万歳ということにどうもなっているのですね、一般的に。議会の方々もうまくいっているじゃないか、アンケートを見ると、みんな結構よかったじゃないかみたいなことになっていまして、今、委員の御質問どおり、本当のところでは微妙な、逆に文化としての貢献はどうかということを含めて。

ただ、そうはいってもこのホールの特性というのがありまして、昔の、例えば県民会館みたいな2,000の小屋があって、800の小屋があって何とかというような、何でもできますという小屋ではないので、やや特化して作っていますので、その限界はありますけれども、未来館者の調査をやって住民の希望というのを取り込んで、それをこういう課題で解決しなさいというのを応募者に与えないと出てこないです。応募業者はここにずっと住んでいるわけではないので分からないということになると思います。

◎選定アドバイザー 追加でいいですか。今の評価の話というのは、各自治体は大変苦しんでいる部分だと思います。今おっしゃったように、会館に来ない、来たことがないのかあるのかも含めた調査、これは定例的にやられるほうがいいと思っています。2年とか3年置きぐらいにでも。

今、実は多摩はやっております。おそらく中にはパルテノン多摩に1回も行ったことがないとか、俺は文化芸術は大嫌いだという人はいるはずなんです。それがどの程度なのかというデータがあって、それと来館者のアンケートとのバランスを見てみると、このホールができる前と今と5年後ぐらい、どう変わってきたかという変化が見えてくるかなと。これは、ですから大変時間のかかる調査で、例えば一つの時期の5年間の中で全部結論が出るかということ、なかなか出にくいということです。

それからもう一つ、評価の中で1本ずつの事業の中の評価というのが、おそらく行政側も困っているだろうと思うんですが、例えば落語会で満席で完売したと。それが一番いいのかということ。例えば子ども向けの何か事業をやって、親子で300組集めて、600人集めようと思った。でも、それが500人しか来なかったとか、じゃ人数が少ないから、こっちの事業はだめなのかと。またはここですと、小ホールを使ってフラットのステージで子どもと一緒にやりたいという、総じて人数は少なく済む。ですから、人数が多い少ないでの評価だけではできない。

だから、よく我々は言うんですが、定量的なもの、それから定性ですね、成果としてどういうものが上がってきたかというのを見ながら、ちょっと時間軸は長くなりますけれども、評価をしていくということで、これはおそらく、こちらの団体も含めてですけれども、事業評価の自己採点はしているはずなんです。大赤字になるようなものはやりたくないでしょうから、そういう自己評価をされていると思うんですが、その辺は月次とか四半期ごとの行政への報告の中で、それをどう出せるのかということだろうと思います。

◎選定アドバイザー 最後に私が申し上げておきたいのは、指定管理者、ここは基本的に民間

です。特にこの場合、民間は、小金井市としての文化をどうするのかという指針を市が出して、例えば今年度、指定管理の第1年度、第2年度という5年間ですけれども、市のほうで指定管理者にこの1、2年は仮に小学生に全部合わせて、それはどういう展開ができるのかという案を出してくれと。その方針を持って依頼して、プランを立てさせるということをしないう限り、安全なものになります。それを打ち破って更に発展しようとするには、こういう目的の企画を立てて中心的にやってほしいと、今年は、あるいは2年、3年かけてもいいんですけども、という市の文化に対する姿勢というものを示して、指定管理者がそれにのっとったプランをするという関係が一番望ましいのです。なかなかうまくいっているところはないですが、それが一番望ましいと思います。

◎委員 今、ただただ思うのは、具体的に何を基準に評価すればいいのかというのが、更に迷ったところなんですけど。

◎委員長 基準の問題もさることながら、小金井市として何かこういう企画を立てたりとか、指針を作ったりとか、そういうセクションというか、場所はあるんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 市のほうで芸術文化振興計画というのを持ってございまして、今年、来年でその見直しを行う予定になってございまして、令和3年4月から新しい計画に移行してやっていくという形になってございまして。現行の芸術文化振興計画を作ったときに、このホールがまだ取得するとかしないとか、そのあたりが結構微妙な時期でございまして、計画上それほど明確な事業計画としての位置づけにはなっていないところでございまして。

おっしゃられるように、芸術文化所管は基本的にコミュニティ文化課になりますので、新しい指定管理者とどのような形で文化支援をしていけるかというのは課題だと思っております。

◎選定アドバイザー 今のあれでいくと、様式1のところでは彼らのほうで宣言をしているのが、基本的に第4次小金井基本構想の後期の基本計画、それとシティプロモーション基本方針の重点活動というところからベースに引き出しているだろうと思います。あくまでも行政の方向というのは今この方向なので、例えば文化振興条例とか、そういうものがあればもっと明確な形になると思うんですが、そこから行動指針として市民協働、地域連携、この2点をメインにしたいというのが、この根底にあると思います。

◎委員長 その文化振興条例のようなものはあるんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 小金井に芸術文化振興条例はございます。

◎委員長 あるんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 はい。

◎委員長 そうすると、それを提示して、この行動理念はできていると理解をしてよいですね。

◎鈴木コミュニティ文化課長 そうです。

◎選定アドバイザー それから外れてはいないはずですね。

◎委員長 そうすると、条例の問題と効果測定の問題というのは、当然両輪なんだろうけど、これはどこかで考えてもらわなきゃいけない問題だと思うんですが。

◎選定アドバイザー これは評価される側というよりも、する側ということで、行政がリーダーシップをとって評価制度を確立させていくとか、それから全市民からの情報をとるというアンケートですね、未利用者アンケートという言い方をしていますけれども、市民のニーズ調査をやって、それが見えてくるとこの部分が弱いぞというところで、そこに重点的な事業を入れ込んでくるということができると思うんです。今は見えないので、これは早めにおやりになるのもいいのかなと。

一応国勢調査で全国レベルのものがあります。その中でクラシックファンというのは10%を切っていますので、それが同じように市民に1割ぐらいしかいないんだとすると、ここで14本のうち10本クラシックをやっていると、これはそれ以外の90%の人が不利益を被っているわけです。そういうことでいろんなジャンルという話をしていて、古典芸能とか子ども向けというのをだんだん散りばめてきたというところです。

◎委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。課題が次々に出てきたという感じが。

◎委員 そうですね。判断が難しいところだったんですけども、そもそも。おっしゃるとおり基準がないので判断がしにくいので、何かしらの物差しを提示していただけたらありがたいなと感じるところでございます。

◎選定アドバイザー 皆さんの基準については、大体こういったものには基準はないのですが、このグループに関しては既に2期実績がありますので、皆さんが感じる今までの市民交流センターの運営を含めて見るということがこのグループはできますので、それを基準としてよろしいと思います。

先ほども、1者しかないのもっとという話はどうしても、新規に参入しようとするグループよりも圧倒的に先に受けたほうが強いんです。いいも悪いもとにかく強いです。事情が分かりますから。学校との関係では教育委員会と一緒に何かやれば、そのルートがありますしということになってきます。これは今の指定管理制度の一つの特性ですね、基本的な。

したがって、新規で参入するのが大変なのです。実績があって、うまくいっている、市もそんなに文句があるわけではないというところは、どうしても新規の参入は少なくなります。

◎委員長 そうすると、7件のうち1件だったというのは、そういう新規参入が難しかった。

◎選定アドバイザー 前回少なくなると思いますが、と申し上げたのはそういうことです。

◎選定アドバイザー それなりにやっていて、だから入る余地がないかなみたいなのが働いているかも。私の知っている限りでもこの近くでもいくつか、現行の指定管理者と変更した例があります。2期やったところが3期目に代わりましたということも。

◎委員長 そういうことはあんまり多くないですか。

◎選定アドバイザー 例としては多くないですね。ほとんどが大体前やっているところが、ここでまた新たに提案するわけですから、審査を通過してまたやっているというところがわりと多いというのは、もう一つメリットとしていいますと、その舞台スタッフとか受付の方って、

例えば代わるということは全部人も代わっちゃうんです。そうすると、利用される方が行くと、知らない人がいることになっちゃうんです。そういう面ではホールを使うお客様対応に対しては、継続というのはある意味よろしいのかもしれませんが。ただ、企業さんが代わっても、受付の人、何人かを引き抜いて、次の会社に入れちゃってというのをやっていますから、その辺は民間の事業者の方も賢くやっつけていらっしゃるんです。

◎選定アドバイザー あと、指定管理制度のやり方というのはかなり各自治体に任されているので、この場合は民間で結局、例えばチケットの受け付け制のコンピューターのシステムも、それから友の会の運営も今現在このグループがやっているわけです。これは新規になると引き継ぎません。こがねいして共同事業体がお金を作って出したシステムですから。もちろん友の会は引継ぎさせるんですけれども、チケットの受付システムを変えないといけないということで、かなり大変なことになるのです。大変であっても、それを頑張ってやろうという方が少なくなるという形になります。

決していい悪いの問題ではなくて、あるところではそういったものについては全部市がやります、お金を出して市の権利にしますということもあります。それをきちんと分けておかないと。この場合にはほとんど丸抱えで出していますので、そういった問題もあります。

◎委員長 いかがですか。よろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。今の区分2ですが。

◎委員 質問です。本当に簡単なことなんですけれども、自主事業の実施割合というのは決められているんですけど。例えば今これは14回で出てきているんですけれども、何回まで、要は何%までとか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 特段、自主事業の割合どれぐらいというのは決めてございません。

◎委員 引き続きの質問なんですけれども、そうしたら先ほどちょっとアドバイザーの方からお話がありましたけれども、今年はどういうことに重きを置いてやりましょうというのは、会議で話し合いがあつての形なんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 ホールの運営に関しまして運営協議会というのを設置してございます。そこには学識の方であったり、公募市民の方、あるいは関係団体の方が入って、ホールの運営に関して意見を言っていたくという会議です。そこにはオブザーバーとして指定管理者も出席して、事業の来年度の予定であったりとか、そういうのを示す場がございます。運営協議会の中でさまざまな御意見をいただいて、それを反映させてやっていけるものと考えてございます。

◎委員 先ほどもアドバイザーの方からお話があつたんですけれども、この団体の強みとしてクラシックとかコンサート系が多くなるという話なんですけれども、文化芸術という話になると、ほかにもありますよね、という話になると思うんです。そのときに、今回は14回出て

きていますけれども、運営者に対してもっとこういうのをやってくださいとかいう場はあるんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 運営協議会の中でそういうことを要望いただくことも可能だと考えます。

◎委員 それは一般の市民から意見を聴いたりしていますか。どういうふうにやってほしいかといったことを。

◎鈴木コミュニティ文化課長 そういうことは特にやってございません。

◎委員長 ここには一般の市民は参加してないわけですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 運営協議会の中に公募市民という枠がございまして、3割程度の公募市民の枠がございます。

◎委員長 では、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ないようでしたら、アドバイザーの方にはまた思い出したことがありましたら、後からつけ足していただきたいと思いますが、とりあえず区分3に移りたいと思います。「その他の具体的な業務」についてですが、質疑はございませんでしょうか。

◎委員 私が探し切れてないだけかも分からないんですけども、このホールでどういうものをやりますというのは、ホームページとかツイッターということが書かれていたと思うんですけども、市報とかにも載せたりしているんでしょうか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 市報にも掲載しているものがございます。

◎委員 そうすると、運営者は自分たちの独自なものとし市報と窓口になる。

◎鈴木コミュニティ文化課長 はい。

◎委員長 ほかにいかがですか。ありませんか。

◎委員 様式5の1番下のところに、令和2年6月にシティクロスがオープン予定で、そのシティクロスの広場スペースとの連携事業をやるみたいなのが書かれてはいるんですけども、この第2地区の広場というのか、よく分かりませんが、その部分と今あるところのスペースの活用のようなことが市の計画上、何か載っているんでしょうか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 再開発の第2地区、今やっているところに記載されているようにシティクロスという地域なんですけれども、広場ができる予定になってございます。そこにつきましては行政のほうで、活用については再開発事業者、不動産会社と協議をしているのは確認してございますし、今、市内で行っている各種お祭りの再編について検討を行っている状況もあり、今回の提案については可能性というか、実現できるのかと見ております。

◎委員長 ほかにございせんか。もしなければ次の区分4にいきますが、「サービスの向上」について、こちらで何か御質問ございせんか。よろしいですか。

なければ区分5に移ります。「効率的な運営」、これはいかがでしょうか。

◎委員 様式17に館長相当職ということで記載がありまして、この中では平成29年から支配人をされている方を館長にということで書かれております。文化芸術施設の館長という方の

役割というのは大変重要だと思ひまして、現在の市民交流センターの館長というのは何代目で、どんな方なのかというのが分かれば教えていただきたいのと、支配人の方がおやりになってもおそらく大丈夫だということなのかどうか、アドバイザーのお2人から何かあれば聞かせてください。

◎選定アドバイザー 初代の館長は■■■さんという女性の方で、相当な経験のある方で、この方が第1期の初めから、受ける前から7年と10年までいたかな。■■■さんがいたのは途中ですもんね、第2期の。2代目が■■■さんという方で、彼もいろんなことをおやりになつていて、■■■さんのサブで2年ほどいらしたのですが、その後、館長を引き継ぎまして、ほとんど同じ路線でいろいろなところへ行きまして、現在は、すみません、現在の館長の名前を忘れてしまいました。

◎鈴木コミュニティ文化課長 今年の4月から■■■館長です。

◎選定アドバイザー 今は■■■さんですよ。提案書の様式17に書いてある。多分これは■■■さんのことだと思うのですが。29年から支配人としてということだし。

◎委員 その方が館長になるということなんですか。

◎選定アドバイザー だと思います。

◎委員長 ということでよろしいでしょうか。

◎委員 心配ないということでお聞きしました。

◎委員長 ほかにほございせんか。

◎委員 館長に任期があるのかという質問が1点と、もう1点ございまして、様式17の1番下の特記事項に資格があるんですけども、これはこの方が持っている資格なのか、館長はこの資格を持ってないとなれないという意味で記載されているのか。

◎選定アドバイザー この方の資格です。館長の資格というのは格別ございせん。

◎鈴木コミュニティ文化課長 任期については特別定めてありません。

◎選定アドバイザー ただ、今まで必ず書かれてこないの、質問は必ず私しています。いつまでやりますかというのを。あなたは顔になるんだから、とったから翌年いなくなるというのは困る、どうなんだと言うと、ある会社は社内の人事異動の規定に沿ってやりますという回答の会社と、うちはこの指定管理期間は動かしません、よほど社内の大きな事情がない限りやりませんと言いつつと、多様でございせん。

◎委員 もう1点なんですけども、様式19で舞台の管理部門については委託しますということが書かれていまして、この間もそういうことだったと思うんですが、舞台の管理部門については責任者、副責任者、舞台スタッフ合わせて■■■人の方が常勤ということなんですけども、大ホールとか小ホールの事業が仮になくても常勤ということは、常にそこにいらっしゃるという理解でよろしいんでしょうか。

◎選定アドバイザー はい。

◎委員 ああ、そうですか。仕事がない日もいるという。

◎選定アドバイザー 打ち合わせがあるんですよ。事前打ち合わせというので必ず来られますので、それがあって準備があって、本番なので、働き方改革もございますので、年休やいろいろあると思いますけれども、最低でも■名から■名は常駐しているはずですが、何もなくても打ち合わせのために。

◎委員 分かりました。

◎選定アドバイザー 基本的には■名というので、大小とマルチパーパスがあって、下の展示室もありますから、4つになりますので、基本的には、90%近い稼働率ですから、結構大変は大変だと思います。

◎委員 その関係でその部分の人件費というのは、前期のときも問題になったんですけども、様式の後ろのほうに出ている収支の関係では、委託しているという関係で人件費ではなくて、これは維持管理費に金額が入っているという理解でよろしいのでしょうか。

◎委員長 この書類上ですね。様式23とか、その辺ですか。

◎委員 24。

◎選定アドバイザー そうですね。

◎選定アドバイザー 維持管理の中に常駐舞台管理業務費ということで出ていますね。

◎選定アドバイザー 常駐舞台管理業務費で■というのが出ています。前はこれも出てなかったと思いました。

◎選定アドバイザー この辺は全然上がらないんですよ、これが。

◎選定アドバイザー これも指定管理の特徴で、指定管理は民間であっても、任意団体であっても、個人でない限りはよろしいという国のお達しなので、現実的にはNPO法人が行っているところも結構あります。あるいはこれみたいに2つの会社が合併して、これも建設事業における、建設の場合はJVというのは全部JV規約があって、JVとして全部決算しなきゃいけないので、全て明らかになりますけれども、そういった規約がなくてできるという、集まればいいということで許されている。

これは全く共同企業体ということで、JV契約をしてない任意の集まりですので、費用に関しては、それぞれの会社で、本社から来るような応援とかいうのも全部くめて経費として積算しているので、誰がいくらというふうに出ません。

舞台に関していうと、一括して委託しているので、委託先の会社としてどれだけの経費で、来ている人間にいくら払っているかを出せという関係にはありません。命令する関係にはないので、今はそういう枠組みになります。これは市のほうでも分からないということになると思います。

◎委員 一番最後の37ページの様式25、5年間の事業計画を出してくださいという形ですけども、数字を見ると、令和2年の数字がそのまま5年分載っているという理解でしょうか。ないということなんでしょうか。

◎選定アドバイザー 細かく動いているのは、友の会の経費がちょっとずつ上がってきている。

支出も含めてですけれども、それ以外は、この中で全部のみ込みますという意思表示だと。実質は右肩に上がっていているはずなんです。だけでも、それはのみ込みますという意思表示だと僕は思っています。

◎委員長 この数字の積算根拠のようなものはなかなか出しにくいんだということですかね。

◎選定アドバイザー ですから、これは大切ですがけれども、構造的にいいますと、仮に自主事業が14本で、固定の人件費を含めた運営費というのでやっていますと。こちらのほうが右肩に費用が上がってしまう場合に、赤字を生むここをいじめざるを得ないという構造にあります。

あるいは、例えばキャリアのある人を代えて若い人でいいですということとか、いろいろなことを考えざるを得ない。分からないのでこういうふうに書いてあるのは、いたし方がないんじゃないかと思いますが。

◎委員長 これ時給いくらで、何時間掛ける人数みたいなのは、そういう計算はなかなかしにくいという。

◎選定アドバイザー 今回ちょうど消費税10%については、初めから盛り込みますと宣言してありますので、途中ではないので。途中の場合には10月からなってしまいますので、基本的には利用料を上げないでのみ込みますと、どこかに記載がありましたよね。その覚悟でやるということでもあります。

◎委員 それで今と同じようなことなんですけれども、今おっしゃったように、私がさっき思ったのは、今の様式25で見るととんとんになっていて、本当はやったら最初の自主事業の計画どおりに人数が集まらなかった場合も、結局、市との委託料は変わらないし、決算として出してくるのは、そこで丸めた数字でくるということになっちゃうんですかね。

◎選定アドバイザー そうですね。ほかで稼ぐかコストカットするかというの、指定管理が自分で選択する。

◎委員 しかないということですね。

◎選定アドバイザー はい。

◎選定アドバイザー これも2社で、そのリスク配分もされているはずですよ。本社の赤字の補填もこの2社でやっていらっしゃるわけです。そのかわり黒になった場合はどう分けるかというのもあると思いますけれども、それは民間企業さんですからやっています。

◎選定アドバイザー 結果だけ申し上げると、初めは黒字になった場合には、団体が全部とっていいですよという形だったのですが、初めはそれで小金井市もスタートいたしましたが、今は黒字になった場合には折半ですか、たしか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 そうです。

◎選定アドバイザー 2分の1ずつということでの折り合いがついたと聞いております。その中では、2社がどういうふうに分けるかは彼らなりに話し合っていると思います。赤字の場合には市は補填いたしませんので、みずからということになります。

◎委員長 これは市議会に決算報告か何かをするわけですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 指定管理を行っている事業者の決算報告自体は、議会に出して
ございません。

◎委員 そうすると、例えばこれは許されているどうか分からないんですけども、自主事業
をやるに当たって協賛金を募って協賛金を集めるとか、そういうことで赤字を補填するような
ことというのは許されてないんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 例えばいろんな財団からの助成金を充てたりとか、独自に歳入
を確保するというのはやっています。

◎委員 ここに書いてある助成金というのは、先ほどちょっとお話があったので国かなと思っ
たんですけども、国だけじゃなくて、例えば文化振興の財団があって、協賛してくれば。

◎選定アドバイザー そうです。1件ごとの申請をして、これの催事にはいくらくれますとい
う助成です。

◎委員 国だけじゃなくて。

◎選定アドバイザー 国じゃなくて、財団はいろいろあります。運営助成はないです。運営費
が足りないから出してくれるというところはありません。

◎選定アドバイザー それは事業補助なんですよ。ただ、大きいのが国の助成金、文化庁の
ものともう一つ外郭団体のものがあるんですけども、それからあと地域創造というのがある
んですが、これは指定管理者は出せないんです。自治体支援なので、財団は出せるんです。た
だ、民間は出せないということになっていますから、逆に言うと民間企業さんは1件少ないん
です、出してくれるところが。

◎選定アドバイザー 文化庁ですね、ほとんどには。

◎選定アドバイザー ですから、ほとんど文化庁絡みで出していると思います、取るのも来る
のも。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。もしないようでしたら、以上で5点質疑をいたしました
けれども、選定アドバイザーのお2人にそれ以外で何か改めて伺っておくことはございま
せんか。

◎委員 1件ちょっと聞き漏らしたんですけども、様式10で友の会のことが書いてありま
して、今年の7月現在■■■■人だということですが、この規模で■■■■人というのは多いん
でしょうか、少ないんでしょうか。

◎選定アドバイザー 多少少ないです。多少という言い方はおかしいですが、人口は18万人
でしたっけ。

◎鈴木コミュニティ文化課長 小金井市は約12万です。

◎選定アドバイザー 12万ではちょっと少ないかなという。

◎委員 事業体さんのほうは■■■■人にしたいという目標はあるようなんですけれども、分かり
ました。

◎選定アドバイザー 2,000円という費用が高いのかという問題も報告されているんですが、高いというよりも働きかけがやや少ないかなという気がしております、私自身は。先ほどの広報どうのという話が一つありますけれども、地方ではごく一部しか書かないので、会員になりますと、かなりちゃんとしたのが毎月送られてくるのです。時々チラシ程度が皆さんの会員じゃないところも折り込みで入ると思いますけれども、会員になるとかなりくるんです。ただ、行かない方には、何が行われるかあんまり知らされていないというのが住民としての印象です。

◎委員長 ああ、なるほど。それはもう少し市の側では工夫の余地はあるんですか。

◎鈴木コミュニティ文化課長 今、何か市のほうで友の会の入会者数が増える取組を行うのは、なかなか難しいかなと考えております。

◎選定アドバイザー 勧誘すること自体がね。

◎選定アドバイザー この友の会制度というものの根幹の問題がちょっとありまして、要するにお客様の囲い込みなんですよ、友の会は。ですから、こちらのホールがクラシック以外の事業はやらないと言え、もっと集まるかもしれません、クラシックファンの方が。それが落語もやります、何でもやりますと言うと、おもしろくないからやめちゃえとか、例えば大きなオーケストラなんかも、ちゃんと会員組織を持っていらっしゃるんです。でも、それはそこを聞きたくて、情報が欲しいから入っていらっしゃる。

情報が欲しいということと自分は特別に扱われていると思うという優越感と、この2つがあって入りますので、それがなくなると途端に減ります。ですから、こちらのホールの場合には多様化して子ども向け編とか、いろいろ広げれば広げるほど会員数は伸び悩むんじゃないでしょうか。

◎委員 先ほど赤字覚悟ということをおっしゃったんですけれども、彼らは赤字でもどうしてやろうとするのか、赤字になっちゃったとしても別に構わないという考えなんでしょうか。

◎選定アドバイザー 非常に構うんです。ただ、文化事業そのものなので、要はこういったことをやるということが、私なんかももともとそうですけれども、舞台の出で、それを一生懸命生きがいにする部分があるメンバーがいろいろいるわけです。その人間は、もちろん採算がとれないと続けられないけれども、何とかそれをやっていこうということで、仕事として生きがいを感じている人間もいっぱいいるのです。

◎委員 その会社の人間が。

◎選定アドバイザー はい。いっぱいおります。ですから、何とか折り合いをつけて、コストの中で赤字を出さないように、それで継続的に業務が続けられるようにしたいという熱意でやっている部分があると思います。ただ、3年、5年、どうやっても赤字にしなければならないというところでは、撤退もあるのではないかと思います。

◎委員 そうすると、今回1企業体ですが、もうどこも応募しないという可能性も将来的にはあるのでしょうか。

◎選定アドバイザー 地方では例があります。私が行っている岩手のほうでしたけれども、とにかく盛岡市から行ったのでは採算が合わない。小さな会館に常駐したら合わないということで、2年目か何かに撤収されて、相談に乗った。どうしようかと言われても、どうしようもないねということなんですけれども、そういう面はありますけれども、関東近県、首都圏のこの辺りでは聞いたことがないし、もしもこのグループが合わないということだと、そういううわさが出るとかなり応募数は増えると思います。別な提案で合うようにやるということで、質はどうなるか分かりませんよ。

ということで、このホールに関してはそんなに心配なさらなくてもいいと思います。

◎委員 1団体は必ずありそうですか。

◎選定アドバイザー 今は、指定管理者制度というものの自体の根幹の御質問だと思いますね。これは全国の話ですけれども、この制度をこのままどんどんやっていくと、おそらく建築関係で入札不調ってありますよね。誰も応募しないと。そういうことになる可能性はあるかなと僕は思っています。

というか、発注者側はどうしても5%や10%落としてきますよね。この中で必要経費は、光熱水費そのほかを除くと、ライフコストは出ますよね。だから、人件費を詰めるしかなくなるんです。そうすると、きれいごとが言えなくなってきた、全部学生アルバイトでやるということになっちゃうかもしれない。それで質が落ちてきたということになると、利用者からは相当クレームになるでしょうし、そうすると受ける業者がいなくなる可能性がありますね。

◎選定アドバイザー そうですね。非常に微妙な点は、例えば私が参入しようと思ったと。基本的には30名からの人間を、受かるか受からないか分からないけれども、受けた瞬間にできることを始めるしかないです、基本的には。

ましてや、ちょっと新聞沙汰になりましたけれども、今、水道の指定管理というのも話題になっている。その自治体は、指定管理にすると民間に委託すれば18億円浮くという話があって、ちょっと物議を醸して、私に言わせると、どうして直営だと18億円高いのを誰も質問しないのかと不思議なのです。民間だと18億円減るといふ。

そういう意味でいいますと、水道みたいなことではなくて、文化で、なおかつ技能があって、接客もあってという、非常に複雑な要件があるわけです。それで自主事業をやる。極端に申して、自主事業を全部とっちゃう。そういう指定管理の仕方もあります。運営とセキュリティという貸し館だけで、自主催事はやらない。そうすると、非常に計算しやすくなります。

◎選定アドバイザー だからそうすると、最後は人減らししかないじゃないですか。というところにあと10年ぐらいで落ちると思います、この制度はこのまいくと。ですから、これは根幹の部分ですね。これは、文化庁あたりががが言ってもらわないといけない。舞台の関係の指針が出ましたけれども、その最後のほうに、指定管理というものはお金だけではなく考えなさいというのは条文の中にも載っているんです。載っているということは、それだけ問題があるということです。法律の指針としても、文化庁の指針の中の文言として生きているとい

うことです。

ただ、こちらでもそうだと思うんですが、何で安くならないんだという質問があるんです、指定管理した場合には。それは入札と同じような道を歩んでいるなという感じがいたします。

◎選定アドバイザー これは人口減ですね。基本的に住民減。ただ、小金井市はどんどん増えているので、今年も増える予定なので、本当はコストも増えていいと私は思うのですが、一般的に言いますと、人口減で税金も減って、支出を抑えなきゃいけないというところで、今言ったような問題が日本全国で出ている。人口が増えてもこの指定管理料では、今2億3,000万円ですか、3億円出そうという形で市が決断してくれると、大変いい文化行政になると思うんですが、なかなかそうはいかない。

ですから、実を言うと、切るだけではなくて、文化を支えるという支出だということを、市民の皆さんも含めて理解度を深めなければ、とても保てる形式ではないのです、この形式は。

◎選定アドバイザー だから、市民の方の負担を減らす、それに適正にやる業態を選ぶというのが皆さんの委員会のお役目だと思うんですけども、その中の費用の比率ですか、採点の。それを大きくすればするほど、安ければ点数が上がるということになっちゃうんです。中身が見えなくなっちゃう状態で、まさに公の業態ですと、事業はどのような種のをどのくらいやるだろうとか、将来のお客様を作るための事業をどれだけやるだろうかというところが重要なので、それを値段安くなればいいんだというところだと、なかなか厳しい。

◎選定アドバイザー 自治体によっては、金額の目安を出して、その目安よりもどんどん下げれば下げるほど点数が上がるというやり方をとっていますから、もしも公募が2億3,000万円だとすると、超えるのは別ですけども、そこに近いとゼロ点になっちゃうんです。

◎選定アドバイザー 大体オーバーすると、マイナス点をつけようという話になっちゃう。文化はお金でははかれないですね。

◎選定アドバイザー ですよ。その費用をもとにどれだけいいことをやってくれるかという判断にならないと、判断がつかないですよ。

◎選定アドバイザー 本当に難しいですね、この制度。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、アドバイザーのお2人の方、どうもありがとうございました。ここで質疑を終わりにして、休憩を挟みたいと思います。

(選定アドバイザー退席・休憩)

◎委員長 それでは、再開したいと思います。採点ですが、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

◎梅原企画政策課長 それでは、採点の手順について御説明する前に、委員間の採点における点差の取扱いについて確認をさせていただきたいと思います。

以前、委員の間で著しい点差があった際に、委員会の決定として問題はないのかということについて市議会から御意見をいただいたことがございました。本委員会では、委員全員の方が

学識を有する者で構成されておりまして、公平な審査について宣誓書も提出いただいている中で、各委員の主体性を重んじますと、各自の判断で採点する以上、点差はやむを得ないものと考えております。

この考えを原則とさせていただきながらも、市議会の意見の趣旨を踏まえまして、委員長の御判断で著しい点差が認められた場合については、委員長が当該委員へ個別にその理由を確認いただくという形にしてはどうかと考えております。

この点につきましてお諮りをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎委員長 今の点数の格差の問題ですが、今、事務局のほうから説明がありましたように、各委員の主体性をまずは尊重するというにしたいと思っております。その上で、著しい点の格差があった場合には、私のほうから個別に確認をさせていただくという形にしたいと思っておりますが、1次審査・2次審査、そういう方針で臨みたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。では、そのように決定をさせていただきます。

それでは、改めて採点の説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、採点についてでございます。既に委員の皆様には事前評価をお願いしております。これまでの質疑を踏まえまして評点をする変更する場合には、評点票の修正をお願いいたします。修正が終わりましたら、回収させていただきますので、挙手をお願いいたします。その後、集計するために若干休憩をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎委員長 では、採点をお願いいたします。

(集計・休憩)

◎委員長 それでは、再開したいと思います。集計結果について、事務局の報告をお願いします。

◎梅原企画政策課長 小金井市民交流センターの指定管理者の候補者の選定に係る第1次審査評点票の5人の委員の合計点につきましては、こがねいしてい共同事業体が587点となりましたことを御報告させていただきます。

また、通過基準についてでございますが、2つございました。1つ目が全区分の配点合計得点の60%以上ということで、先ほどの合計点587点ですので、こちらはクリアしております。また、2つ目が各区分ごとの配点合計得点の40%以上ということがございまして、1の事業者の現状、実績、管理運営方針につきましては合計が132点、それから2の芸術文化公演事業の具体的な業務が97点、その他の具体的な業務が91点、4、サービスの向上が115点、5、効率的な運営が152点、いずれも40%を超えております。その2点の基準につきまして、こがねいしてい共同事業体はいずれも基準を上回っておりますので、御報告をさせていただきます。

◎委員長 ありがとうございます。事務局の報告が終わりました。

報告いただきましたとおり、こがねいして共同事業体は1次審査通過と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。本件については、ただいまのとおり決定いたします。

次に、2次審査についてですが、2次審査の具体的な審査方法について協議をしたいと思っております。

2次審査につきましては、パソコン等準備5分、提出書類の補足的説明15分、質疑20分、審査15分、合計で55分という形で行いたいと思っております。また、団体側の説明員は5人までということで、2次審査を行ってまいりたいと考えております。

なお、説明に当たっては、追加資料の配付は認めないということと、パワーポイントの使用は認めるということです。

こういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認めます。

それでは、2次審査につきましては以上のように決定いたします。

選定方法については、評価項目及び配点とも、今の1次審査と同様の評点票を使用し、候補者からの補足的説明及び質疑を踏まえて再度皆様方に採点していただき、通過基準を超えた場合に候補者として選定したいと思います。その際には、特に優れている点2、3点と、要望があれば要望を挙げていただき、意見として付す形になります。そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。

それでは、選定方法をそのように決定させていただきます。

次に、次回の第2次審査の日程ですが、9月9日月曜日、時間につきましては午後6時から、場所はこの会場になります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、日程、場所、時間、そのように決定いたします。

それでは、今の案件につきましては以上で終わりにいたします。

引き続きまして、次第3の市営自転車駐車場の開設及び廃止状況について、説明をしていただきたいと思っております。事務局のほうからよろしくお願ひします。

◎梅原企画政策課長 ただいま配付しました資料を御覧いただきたいと思っております。市の自転車駐車場は、現在、公益社団法人小金井市シルバー人材センターを指定管理者として、全施設一括で管理されております。指定の開始日である平成28年4月1日から施設の廃止や増設等がありましても、新たに指定をし直すことはございませんが、施設の現状を本委員会へ御報告さ

せていただくため、資料を配付しているものでございます。

説明は以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。この件で何か御質問ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、この件は以上で終わりにしたいと思います。

その他、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから日程等をお願いします。

◎梅原企画政策課長 先日、次の案件に関する日程調整の連絡をさせていただきました。現在、日程の調整中でございますので、決まりましたら、また改めまして御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎委員長 よろしくお願いします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。長時間ありがとうございました。

これをもって閉会としたいと思います。お疲れさまでした。

(午後 8 時 2 2 分閉会)